あんしん タイヤ補償

クルマのことなら オートバックス



タイヤ本体代金 | ゴムバルブ・窒素ガス | 取付工賃 | 廃タイヤ処理料

タイヤ本体 交換に必要な費用も
限度額まで全て補償!!

●ご加入は新品タイヤ4本をご購入・取付されたオートバックス会員のお客様に限ります(当日入会も可)。
●詳しくはホームページ、または店舗へお問合せください。

「あんしんタイヤ補償」補償料金一覧表

加入ランク（税込）	補償限度額（税込）	補償料金（税込）		
		6ヶ月	12ヶ月	18ヶ月
2万円以下	1万円	999円	1,999円	2,999円
4万円以下	2万円	1,999円	3,999円	5,999円
6万円以下	3万円	2,999円	5,999円	8,999円
8万円以下	4万円	3,999円	7,999円	11,999円
8万円超	5万円	4,999円	9,999円	14,999円

うちだけパンク保証 保証料金一覧

販売価格帯	保証限度額
1万円以下	1万円
1万円超、2万円以下	2万円
2万円超、3万円以下	3万円
3万円超、4万円以下	4万円
4万円超、5万円以下	5万円
5万円超、6万円以下	6万円
6万円超、7万円以下	7万円
7万円超、8万円以下	8万円
9万円超、9万円以下	9万円
10万円超	12万円

●新品タイヤ４本をご購入・取付されたオートバックス会員の方に限ります（当日入会も可）。
●保証期間は、タイヤをご購入いただいた日から３ヶ月間となります。ただし、1本でも残溝が2mm（スタッドレスは 4mm）以下になった時点で保証終了となります。
●新品タイヤ４本をご購入・取付された日より保証サービス開始となります。
●日本国内における偶然の単独事故で、対象タイヤにパンク、バーストおよびピンチカットが発生した場合に、同等品のタイヤを１本を提供するサービスです。
●詳しくは、店舗スタッフにお聞きいただくか、「約款」をご御覧ください。

（株）北日本オートバックスのみのオリジナル保証です！

環状通・光星店	011-743-5588	江別店	011-384-1161
西岡店	011-854-2241	岩見沢店	0126-22-0111
札幌白石	011-860-3000	滝川店	0125-24-8541
石山通店	011-512-5077	花咲店	0166-59-2551
札幌北４７条店	011-753-3977	旭川豊岡	0166-34-9111
ＳＡ札幌	011-662-8055	・名寄	01654-8-7531
平岡店	011-889-0001	・稚内店	0162-33-5585
新札幌	011-898-7000	東室蘭店	0143-45-0588
・小樽店	0134-34-1818	登別室蘭	0143-87-2233
石狩花川	0133-72-8602	苫小牧店	0144-57-8888
恵庭店	0123-32-8602	静内	0146-45-1000
千歳豊里店	0123-42-8602	ＳＡ函館	0138-40-8000
月寒店	011-856-0023		

発行日 ： 年 月 日 から 3ヶ月保証

店舗印

当店でタイヤ4本お買い上げでついてくる!

北日本オートバックス限定

うちだけパンク保証

購入から3ヶ月（購入日から３ヶ月後の同日まで）

パンクしたタイヤを無料で新品交換

※パンク保証は１本のみ　※期間内、１回のみ
※オートバックス会員様限定（当日入会可）
※ホイル組込み、組替え作業実施に限る
※タイヤのみ持ち帰りは不可
※オートバックスネット通販購入は対象外

JAF出動ランキング【タイヤパンク】

高速道路 1位　一般道 2位



うちだけパンク保証 約款

株式会社 北日本オートバックス運営店舗25店舗（以下「乙」といいます）は、乙で新品のタイヤ4本セットを購入・交換（作業）されたオートバックス会員のお客様（以下「甲」といいます）に対して、本保証約款に基づき保証(以下「本保証」といいます）を提供します。

第1条 【本保証の対象タイヤ】

本保証の対象となるタイヤ(以下「対象タイヤ」といいます）は、甲が乙よりご購入いただいた際に乙が本保証の対象となる自動車(以下「対象自動車」といいます）に取付け作業を行った自動車新品タイヤ4本セットとします。 オートバックス.COM等のオートバックスグループ出店のネット通販での購入、中古タイヤや乙の店舗以外からご購入いただいたタイヤ、その他の保証利用よって入手されるタイヤは対象とはなりません。

第2条 【本保証の内容】

1. 第6条に定める本保証の保証期間に日本国内において、故意、重大な過失または第三者による人為的な行為によらない偶然な単独事故により、対象タイヤにパンク、バーストまたはピンチカットによる損害（以下「損害」といいます。）が生じた場合、乙は甲に対し新品タイヤを１本提供します。
2. 本保証は、新品タイヤ１本および取付工賃を保証するものであり、お客様に対する金銭の交付は行いません。
3. 本保証で提供する新品タイヤは、損害が発生した対象タイヤと同カテゴリー※同品とします。但し、同品が既に製造終了しているなど、乙からの提供が難しい場合には、同水準以下(乙の判断基準(購入時の価格基準)に拠ります。)の新品タイヤを提供します。ご提供するタイヤの販売価格と取付工賃の合計額が保証限度額を上回る場合は、差額を甲が負担するものとします。
※夏用タイヤとオールシーズンタイヤは同一カテゴリーとします。
4. 同水準を上回る小売価格のタイヤを提供する場合は、提供するタイヤの販売価格および取付工賃の合計額保証限度額との差額を甲が負担するものとします。
5. パンクに伴って発生した各種費用については甲の負担となります。 ただし取付工賃を除きます。また、パンクに伴うタイヤ以外の損害(ゴムバルブ、窒素ガス、ハブ防錆、廃タイヤ処分料、アルミホイール代金、ナット代金などの損害など)やパンク修理代、レッカー代等の費用についても本保証の対象とはなりません。

第3条 【他制度との重複利用】

甲が本保証の対象となる損害に対し、車両保険、第三者からの賠償、その他本保証以外のサービス等から保証される損害に対しては、本保証を提供しません。

第4条 【本保証の保証限度額】

1. 本保証の保証限度額は、対象タイヤと取付工賃の合計金額によって定まる販売価格帯ごとの上限金額を下の表に定めます（金額は全て税込みとします。）

販売価格帯	保証限度額
1万円以下	1万円
1万円超、2万円以下	2万円
2万円超、3万円以下	3万円
3万円超、4万円以下	4万円
4万円超、5万円以下	5万円
5万円超、6万円以下	6万円
6万円超、7万円以下	7万円
7万円超、8万円以下	8万円
9万円超、9万円以下	9万円
10万円超	12万円

第5条 【本補保証の提供方法】

1. 甲は、第2条第1項に掲げる損害が発生した場合、パンク発生日から30日以内(パンク発生日の翌日を1日目として算出します。)かつ、パンクしたタイヤの交換(緊急タイヤ等を除く)前に、対象自動車と損害が発生した対象タイヤを乙の店舗へお持込いただき、本書および乙が指定した書類等をご提示の上で、対象タイヤをお持ち込みいただいた乙に対して本保証の利用を実行する旨を申し出て、新品タイヤの提供を求めることができます。
2. 甲は、乙に対して本保証の利用実行の申し出の前にパンクしたタイヤを交換した(緊急タイヤ等を除く)場合、本保証の提供を受けることはできません。
3. 交換に際し、損傷したタイヤを含む交換前のすべての対象タイヤの所有権は、本保証の提供と引き換えに乙へ移転し、乙はこれを廃棄します。ただし、廃棄にかかる費用は甲が負担するものとします。
4. 本保証の提供を行った時点で本保証は終了し、交換したタイヤに対して新たに本保証に加入することはできません。

第6条 【本保証の対象期間】

1. 本保証の対象期間は、対象タイヤを購入された日(以下「保証開始日」といいます。)から3か月（購入日から3ヶ月後の同日）またはタイヤの溝が以下の基準に到達した日のいずれか早い日まで(以下「保証期間」といいます。)とします。
   夏用タイヤ、オールシーズンタイヤ…残溝2.0㎜以下となった日
   スタッドレスタイヤ…残溝4.0㎜以下となった日
2. 前項 1.にかかわらず、次のいずれかの場合には、保証期間内であっても本保証は失効します。失効した場合、本保証の残存期間に関わらず、いかなる事由においても返金はできません。
   (1)甲が対象タイヤを装着した自動車の使用者ではなくなったとき(譲渡・乗換等)
   (2)対象自動車が全損・廃車になった場合
   (3)対象自動車が日本国外に持ち出された場合
   (4)甲がオートバックス会員を退会した場合
3. 前項2.(1)に関しては相続および2親等内の親族間の譲渡による名義変更の場合を除きます。

第7条 【本保証の提供回数】

本保証の提供は、第2条記載の損害について、保証期間中1回に限るものとします。
複数回数の事故による損傷をまとめて修理・交換する場合であっても、1回の事故による損害のみが保証提供の対象となります。

第8条 【本保証を提供しない場合】

1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、保証期間中であっても、本保証の提供は行いません。
   (1)乙に申し出が無く、新品タイヤへ交換された場合
   (2)甲以外の者から保証利用の請求がなされた場合
   (3)パンク発生日から30日以内(パンク発生日の翌日を1日目として算出します。)に、第5条1項に記載する内容を、乙に申し出がなされなかった場合
   (4)甲が本約款の各規定に従わず、またはこれに違反した場合
   (5)本保証の請求にあたり必要な情報、書類を乙に提供いただけない場合
2. 次の事由によって生じた事故に対しては、本保証の提供は行いません。
   (1)甲または甲の許可を得て車両を運転した者の故意もしくは重大な過失または法令違反
   (2)地震もしくは噴火またはこれによる津波
   (3)核燃料物質(使用済み核燃料を含みます 以下、同様)もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらによる事故
   (4)戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取。内乱・武装反乱。その他類似の暴動
   (5)差押さえ、没収など国または公権力の行使
   (6)詐欺または横領
   (7)取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、限度を超える過酷な使用（レース・ラリー等の過酷な走行、エンジンの過回転、荷物の過積載等）
   (8)法令により定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している間に生じた事故
   (9)通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象(消耗部品・油脂類の消耗、劣化、浸食、磨滅、錆び等。樹脂部品・塗装面・メッキ面等の自然の退色、劣化、腐食、磨滅、錆び等)によって生じた損傷。
   (10)対象自動車に存在する欠陥
3. 次の各号のいずれかに該当する損傷に対しては、本保証の提供は行いません。
   (1)故障(偶然かつ外来の事故に直接起因しない電気的または機械的な損傷をいいます。)
   (2)盗難・破損・汚損等パンクを伴わずタイヤ(ホイール、チューブを含みます。)に生じた損傷
   (3)車両に法令等で禁止されているにも関わらず定着または装着されているものに生じた損傷および当該ものに起因して生じた損傷
   (4)タイヤビード部、エアバルブからのエア漏れによる内圧低下であって外傷がないもの
   (5)空気圧不足に起因するタイヤバースト(釘ふみなどによるものを除く)
   (6)タイヤサイドウォールの製造上避けられないジョイント部の凹み
   (7)全装着タイヤの一部でも残溝2.0㎜(スタッドレスタイヤの場合は4.0㎜)を満たさない場合の事故
   (8)経年劣化によるひび割れ
4. 乙は、甲が、次のいずれかに該当する場合には、本保証を提供しません。
   (1)反社会的勢力(注)に該当すると認められること
   (2)反社会的勢力(注)に対して資金を提供はまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
   (3)反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること
   (4)法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、または その法人の経営に実質的に関与していると認められること
   (5)その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
   (注)反社会的勢力 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力をいいます。
5. 前各項各号いずれかの事由に該当する場合において、甲が虚偽の申告またはその他不正な手段によって本保証の提供を受けた時は、乙は甲に対して、乙に生じた損害の賠償を請求いたします。

第9条 【適用地域】

本保証は、日本国内において発生した損害に対してのみ提供します。

第10条 【本保証約款の変更】

乙は、本保証約款に変更の必要性が生じた場合は、相当の予告期間をおいて乙のホームページ(URL:https://kitanihon-autobacs.com/)又は乙の店頭等において変更後の内容をお客様に周知することにより、本保証約款を変更することができるものとします。
予告期間経過後は、保証の提供内容、提供条件を含めすべて変更後の内容が適用されるものとします(変更日前にご購入されたタイヤについても変更後の規定が適用されます。ただし、第2条第2項に定める保証内容および、第4条第1項、第2項に定める保証限度額の取扱いについては、加入時に定められたものを適用します)。
最新の約款は、乙のホームページに掲載するものとします。

第11条 【保証提供の中止】

乙は、3ヶ月間の予告期間をもってお客様に通知の上、本保証の提供を中止、終了することができます。 ただし、社会経済状況の変化、会社経営上の都合その他やむを得ない事由が認められる場合には、お客様に対して予告することなく、直ちに本保証の提供を中止または終了することができます。

第12条 【準拠法・合意管轄裁判所】

本保証約款の準拠法は日本法とし、また本保証に関する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。
本約款は2026年9月1日から適用を開始します。